

国民健康保険からのお知らせ

一人ひとりの小さな節約が、やがて未来への大きな力に
使ってみよう！ ジェネリック医薬品

少子高齢化が進む日本。今後、さらなる医療費の増大が予想されています。国では、一人ひとりの医療費や保険料の負担軽減につながるため、さまざまな取り組みが行われています。

そこで、私たちができることは？
その一つとして、今まではすべて医師任せだった「薬選び」が挙げられます。自分で使う薬だからこそ、医師や薬剤師と相談しながら一緒に選び、薬代の負担を軽くしてみませんか？

ジェネリック医薬品を使うメリット

安全性も品質もほぼ同じで、薬代が節約できるため、年々増える医療費の節減につながり、薬にかかる自己負担額を減らすことができます。特に、糖尿病などの慢性疾患で、長期間にわたる薬を飲む必要がある人は、ジェネリック医薬品に変更した場合、薬代の差額が大きくなります。



ジェネリック医薬品とは

新薬の特許が切れた後に製造販売される新薬と同一の有効成分、効能・効果を持つ医薬品のことです。新薬と同様に、薬事法の品質管理に基づいて製造され、厚生労働省のジェネリック医薬品承認基準もクリアしているため信頼できる薬です。また、品質再評価（※1）による品質の確認も進んでいます。

治験済みの有効成分を使うため、開発コストが抑えられ、価格は新薬より30～50%程度安くなる場合が多くなっています。

※1 品質再評価とは
厚生労働省が、ジェネリック医薬品の品質を確保するために平成9年から始めた制度です。ジェネリック医薬品が、新薬と同じように吸収され効果が出るかを第三者が評価、公表します。

ジェネリック医薬品に変更する方法

① 処方せんを確認してください
ジェネリック医薬品は一般の薬局で購入できる市販薬ではなく、処方せんが必要な薬です。
ジェネリック医薬品への変更ができない場合には、処方せんの「ジェネリック医薬品に変更不可」の欄に「✓」または「×」印の記載と医師の署名があります。印の記載や署名がなければ、薬剤師と相談の上でジェネリック医薬品を使用することができます。



② 医師や薬剤師に相談を

すべての新薬に対し、ジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、治療内容によっては適さない場合もあり、成分や効果などは変わりませんが、使用されている添加物が異なる場合があります。
まずは医師に相談し、その選択や使用方法については薬剤師と相談してみましょう。

医療費通知をご存知ですか？

国民健康保険をはじめとする公的医療保険に加入している人が、医療機関を受診した際に窓口で支払う金額は、医療費の一部のため、全部でどれくらいかの医療費がかかっているか意識しにくい仕組みになっています。

そこで、須恵町国民健康保険では、医療費負担のしくみや健康についての理解を深めていただくために、2か月ごとの年6回、医療費通知（医療費のお知らせ）を各世帯へお届けしています。

皆さんの健康管理や医療費の管理に、医療費通知を活用してみませんか。

※ご注意

医療費通知は、所得税などの医療費控除を受ける際に必要な「医療費の支出を証明する書類」には該当しません。申告される際は、領収書が必要ですよ。

▼問合せ先 住民課 国民健康保険係
☎9322・1467（ダイヤルイン）
☎9322・1151（内線117）

税の申告は忘れずに

2月16日(火)～3月15日(火)土日除く
9時30分～11時、13時～15時

町民税申告相談

▼期間および場所

2月16日（火）～26日（金）
須恵町役場1階 保健センター
2月29日（月）～3月15日（火）
須恵町役場3階 大会議室

▼対象者 須恵町に住所を有する人
（平成28年1月1日現在）

※ただし、次に該当する人を除きます。
・平成27年中の所得が給与のみで、「給与支払報告書」を勤務先から須恵町に提出した人
・平成27年分の所得税の確定申告を提出する人

●無職・学生の人は、その旨を申告してください。

●所得証明書・非課税証明書が必要になる人は、必ず申告してください。
●申告書用紙が送付されていない人で、申告義務がある人は、受付会場に用意していますのでご来場ください。

所得税申告相談

年金・給与合算などの簡易申告をする人

▼期間および場所

2月16日（火）～26日（金）
須恵町役場1階 保健センター
2月29日（月）～3月15日（火）
須恵町役場3階 大会議室
営業・不動産等取支内訳書を添付して申告する人（税務署職員および税理士受付）

▼期間および場所
2月18日（木）～19日（金）
志免町役場
2月22日（月）～23日（火）
須恵町役場1階 保健センター
2月23日（火）～24日（水）
宇美町役場

※右記の日程以外は、役場で受け付けることができません。香椎税務署で申告してください。

譲渡・贈与などの申告する人

▼期間および場所

3月15日（火）まで
香椎税務署

申告に必要なもの

○印鑑（認印可、インキ浸透印は不可）
○通帳か口座番号がわかるもの
（還付申告をする人は、振込先の銀行支店名、口座番号が必要です）

香椎税務署 確定申告相談会場

※国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。

▼期間

2月12日（金）～3月15日（火）土日を除く

※ただし、2月21日（日）・28日（日）に限り、確定申告の相談および申告書の受付を行います。

▼受付時間

9時～16時

問合せ先

香椎税務署
☎661・1031
税務課
☎9322・1495（ダイヤルイン）
☎9322・1151（内線132）

須恵町商工会 無料税務相談

町内の小規模商工業者で、申告についてお困りの人は、商工会の税務相談をぜひご利用ください。会員以外の人や、消費税の新規課税事業者の人の申告相談も受け付けます。

▼期間

2月8日（月）・10日（水）
17日（金）・16日（火）

▼受付時間

13時～16時

▼場所

須恵町カルチャーセンター内

▼問合せ先 須恵町商工会

☎9322・6700

